

京都市告示第 37 号

京都市私道舗装助成金支給等規則第4条第2項及び第5条第3項の規定に基づき、平成18年度の助成金の額の基準及び支給の申請受付期間を次のとおり定めます。

平成18年4月14日

京都市長 榊本 頼兼

1 舗装新設（舗装工事）助成金の額の基準

助成対象私道の性格	助成金の額の基準	(参考) 助成額
一般的な路線	1平方メートル当たり 3,000円	1平方メートル当たり 1,500円
路線条件、交通実態などから、特に強度な舗装を必要とする路線	1平方メートル当たり 3,400円	1平方メートル当たり 1,700円
自転車、歩行者程度の軽交通路線	1平方メートル当たり 3,000円	1平方メートル当たり 1,500円

2 舗装補修（補修工事）助成金の額の基準

助成対象私道の性格	助成金の額の基準	(参考) 助成額
一般的な路線	1平方メートル当たり 3,200円	1平方メートル当たり 1,600円
路線条件、交通実態などから、特に強度な舗装を必要とする路線	1平方メートル当たり 4,000円	1平方メートル当たり 2,000円

3 支給の申請受付期間

平成18年5月16日から8月31日

4 支給の申請受付場所

京都市建設局各土木事務所、建設局建設総務課京北分室（京北合同庁舎内）

(建設局道路部道路建設課)